

特別講習案内

(一社) 警備員特別講習事業センター

(一社) 鳥取県警備業協会

TEL 0857-30-4399

◆ 開催の講習の種別等

国家公安委員会登録 特別講習 雜踏警備 2級講習

◆ 開催の講習予定人員 20名

◆ 開催の日時及び場所等

	時 間	場 所
6月4日(土)	8:30~17:30 (受付8:15~8:25)	鳥取県米子市古豊千 520 番地
6月5日(日)	8:30~17:30 (受付8:15~8:25)	ポリテクセンター米子 (TEL0859-27-0111)

◆受講対象

警備業法（昭和47年法律第117号）に規定する警備員

ただし、不正手段等の理由により合格の取消しを受け、その日から起算して3年を経過しない者は除きます。

◆手数料 33,000円

郵便局窓口で払込み後、「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書(お客様用)」が手渡されます。「振替払込請求書兼受領証」をもって領収書にかえさせていただきますので、予めご了承ください。ゆうちょ銀行の料金改定により、令和4年1月17日以降、現金で振込の場合、振込手数料が110円かかります。現金振込の際、手数料をご負担いただきますようお願いします。

◆申込手続

1 (一社)鳥取県警備業協会より、受講申込書、受講票、手数料の払込取扱票等の申込書類一式を受け取り、受付期間内に申込みを行ってください。

2 手数料は、所定の払込取扱票を用いて、最寄りの郵便局窓口から、一般社団法人警備員特別講習事業センター（以下「特別講習事業センター」という。）宛に振込み、返却された「振替払込受付証明書（お客様用）」を受講申込書の裏面に貼付してください。

3 申込みに際しては、次のものが必要となります。

- ① 受講申込書（裏面に振替払込受付証明書（お客様用）の原本を貼付したもの）
- ② 警備業務従事証明書

- ③ 受講票
- ⑤ 写真2葉（受講申込書及び受講票に貼付してください。無帽、正面、上三分身、無背景で縦30mm 横24mmのもの）
- 4 申込手続終了後、「教本」をお渡しますので、講習当日必ず持参してください。
- 5 申込みの締切りは、4月22日（金）までとします。ただし、講習予定人員を超えたときはこの限りではありません。
- 6 この講習は実技講習であるため、糖尿病、心疾患、腎不全等の持病をお持ちで治療中の方にとっては厳しい講習となります。受講の可否については医師に相談するなど、受講に支障がないことを確認のうえお申込みください。
- 7 一度振り込んだ手数料は、特別講習事業センターの責めに帰すべき事由により講習が行われなかった場合を除き返納しません。

◆服装、携行品等

- 服装：制服（スカート不可）、制帽（ない場合は市販のキャップ可）
運動できる靴（革靴・安全靴不可、靴底の汚れを落としてくること）
携行品：教本、鉛筆又はシャープペン、消しゴム、腕時計、マスク（替え2枚程度）、穴あき警笛（事前講習時に配布）、ハンカチ（手拭き用）、飲み物（ペットボトル、水筒）、トランシーバー（感染症予防のため各自持参）

◆受講上の注意事項

- 1 講習中は制服、制帽で受講していただきますので着用するか、携行して下さい。
- 2 遅刻、早退は、理由の如何を問わず認めません。
- 3 講習科目を全時間受講しなければ、修了考査を受けることはできません。
- 4 体調不良、講習の進行を妨げる行為等、受講の継続が困難であると判断した場合は、相談のうえ辞退していただくことがあります。
- 5 円滑な講習運営のため、講習中は受講番号でお呼びしますので、あらかじめご了承ください。
- 6 学科講義や実技訓練の開始時刻、集合場所は、その都度指示しますので、時間を厳守してください。
- 7 訓練及び試験時に腕時計が必要となりますので、忘れずに持参してください。
- 8 講習中の携帯電話の使用は禁止します。
- 9 学科講義、実技訓練等受講中の喫食は原則として禁止します。また、机の上にペットボトル等は置かないでください。
- 10 講習中の録音や写真・ビデオ撮影は禁止します。
- 11 昼食弁当等を持参する場合は、食中毒等を起こさないよう自己管理してください。
- 12 睡眠不足、前日の飲酒、朝食の未摂取等は、講習中に体調を崩す原因となり、最後まで受講できなくなることもありますので、体調管理に十分注意してください。
- 13 会場使用上の遵守事項は、厳守してしてください。（喫煙場所等）

14 講習会当日、急遽欠席・遅刻する場合は必ず連絡して下さい。
(緊急連絡先：協会携帯 080-1644-6447)

◆修了考査上の注意事項

- 1 カンニング行為又はカンニング行為に準ずる行為（携帯電話を使用する行為、録音・撮影する行為、修了考査で使用する資料又は資機材を持ち出す行為など）その他不正行為があった場合は失格とし、その場で退出していただきます。
- 2 筆記用具、眼鏡、腕時計以外のものは持ち込むことが出来ません。
- 3 試験待機中の私語は禁止します。

◆修了考査の実施方法及び結果発表について

- 1 修了考査は、学科試験1時間、実技試験3時間で行います。
学科試験は五肢択一式20問、実技試験は6科目で行い、いずれも100点満点で、合格にはどちらも90点以上の得点が必要です。
- 2 結果は、28日以降に鳥取県警備業協会HPに合格者を掲載し、①又は②の証明書を交付します。
 - ① 講習会修了証明書
修了考査で合格された方にお渡しする証明書です。
有効期間は交付日から1年間となっておりますので、速やかに公安委員会に合格証明書交付申請を行ってください。
1年以上経過した場合は失効となり、再度特別講習を受講して修了考査に合格しなければなりませんのでご注意下さい。
 - ② 講習会受講証明書
修了考査で不合格になった方にお渡しする証明書です。
有効期間は交付日から1年間となっており、有効期間内に1回に限り再講習を受講することができます。1年以上経過した場合は失効となりますのでご注意下さい。
- 3 考査結果は合否のみを通知し、問題及び採点に関する内容のお問い合わせにはお答えすることはできませんので、予めご了承ください。

◆個人情報の取扱いについて

- 1 収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、その利用を適正に行います。
- 2 収集した個人情報が不要となったときは、適正に廃棄します。

◆新型コロナウィルス感染症予防対策について

- 1 自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを日々徹底してください。
- 2 講習14日前から、毎朝の体温測定と健康チェックを行い、チェック表へ記載してください。講習日の受付の際に健康チェック表を必ず提出いただきます。忘れた方は受講できませんのでご注意ください。

- 3 事前講習及び特別講習開催前に発熱、咳、鼻水、息苦しさなどの症状がある場合、体調不良の方は、講習への参加を取りやめてください。
- 4 事前講習及び特別講習受講中に発熱、咳、鼻水、息苦しさなどの症状が出た場合には、講習を辞退いただき、帰宅していただきます。
- 5 発熱や具合が悪く自宅待機となっている者、新型コロナウィルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者、過去 14 日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者は受講を認めません。
- 6 基礎疾患有する者は、感染した場合に重症化しやすいため、この時期の受講は避けてください。
- 7 講習中はマスクの着用をお願いします。熱中症対策のため、屋外で行う講習時にはマスクを外す場合もあります。マスク（予備を含めて1日2枚程度）と外したマスクを入れる袋（ビニール袋等）を準備してください。
- 8 講習中は手洗いの励行をお願いします。手拭き用のハンカチを持参してください。
- 9 実技種目の中には、他人と直接触れる種目（負傷者の搬送、徒手による護身術）があります。手袋（軍手等）を持参してください。また、フェースシールドを持参し着用されてもかまいません。
- 10 コロナ感染症対策のため事務局からの給水設置はありませんので、飲み物（ペットボトル、水筒など）を各自持参してください。

◆その他

合格者は、協会HP、機関誌等で名前を公表しています。公表を望まれない方は申込書の「希望しない」を○で囲んでください。